

大阪府 PTA 協議会個人情報取扱規則の一部改正について

大阪府 PTA 協議会個人情報取扱規則の一部を、下記のとおり改正する。

記

1 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

2 改正内容及び理由

○改正個人情報保護法（2022年4月施行）の趣旨（要約）は、次のとおり。

- ・本人請求権の拡大
(オプトアウト規定の厳格化)
- ・事業者の責務の追加
- ・事業者の自主的な取組の推進
- ・データ利活用の促進

○これに伴い、大阪府 PTA 協議会では以下5つの要点を盛り込み2023年4月1日に施行となるように役員会へ上程するものとする。

- (1)要配慮個人情報の件を盛り込む
- (2)個人情報の利用目的の明確化
- (3)安全管理体制の明確化と委託の場合の監督に関する言及
- (4)第三者への提供と第三者からの提供に関する条項の追加
- (5)条項の統合と順番の整理

○補足説明：今回の改正では、事業者の定義に任意団体も含まれているので、PTAは任意団体だが企業と同じように個人情報保護規定を明示しなければいけない。また、法令違反に対するペナルティの強化もされている。

○ペナルティに関して：

- ・個人情報保護委員会からの命令へ違反した法人に対して、30万円以下の罰金が1億円以下に引き上げ
- ・個人情報データベース等の不正提供等について、50万円以下の罰金が1億円以下に引き上げ
- ・個人情報保護委員会への虚偽報告等について、30万円以下の罰金が50万円以下に引き上げ

3 施行期日

2023年4月1日

大阪府 PTA 協議会個人情報取扱規則の一部改正 新旧対照表

新	旧
(取集方法) 第6条 個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を定め、会員に公開し本人に明示するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、本会は、要配慮個人情報を収集しないものとする。	(取集方法) 第6条 個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を定め、会員に公開し本人に明示するものとする。
(利用目的) 第7条 本会は、次の各号に掲げる利用目的の範囲内で保有する個人情報を取り扱うものとする。 (1) 郵便または電子メール、SNS その他のインターネット各種媒体を利用したPTA活動に関わる連絡及び文書の配布 (2) 会員へのPTA活動に関わる連絡、出席確認及びアンケート調査 (3) 本会が主催し、または関係するイベントの案内	(利用目的) 第7条 取得した個人情報は、PTA活動に関するものに限定して使用するものとする。
(個人情報の安全管理等) 第9条 本会は、取扱う個人情報の漏洩、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。 2 前項の規定により安全管理措置を適切に講ずるため、本会は、役員並びに事務局員に対し、ウィルスソフト等の情報セキュリティの重要性その他個人情報の取扱いについて、啓発及び教育を実施するものとする。 3 取扱者は、個人データの安全確保のため、次の各号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。 (1) 紛失、破損その他の事故防止	(管理) 第9条 管理者及び取扱者は、個人情報を安全かつ適正に管理するものとする。不要となった個人情報は管理者立会いのもと速やかに廃棄しなければならない。

<p>(2) 改ざん及び漏洩の防止</p> <p>(3) 不要となった個人データの適切かつ速やかな廃棄または消去</p> <p>4 本会は、個人データの取扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときは、原則として個人データの安全管理について受託者が講すべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。</p>	
	<p>(保管及び持ち出し等)</p> <p>第 10 条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管するものとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付時も含め、パスワードをかけるなど適切に行わなければならない。</p>
	<p><第 9 条（新）に統合削除></p>
<p>(第三者への提供)</p> <p>第 10 条 本会は、個人データを第三者へ提供する場合は、当該個人データの本人の同意を得るか、法によって認められた場合または方法によるものとする。</p> <p>2 本会は、個人データを第三者へ提供する場合は、当該第三者に対し、提供にかかる個人データを本会の許可なくさらに第三者へ提供したり紛失・漏洩したりすることがないよう、その適正な管理を指示するものとする。</p> <p>3 本会は、個人データを第三者（地方公共団体などを除く）へ提供したときは、個人データの本人の同意があること、当該個人データの提供年月日、当該第三者の氏名</p>	

または名称、当該個人データの本人の氏名及び当該個人データの項目を記録し、その記録を原則として3年間保管する。ただし、当該個人データの第三者への提供に関して作成された契約書等の書面にそれらの事項が記載されているときは、その書面をもって記録に代えることができ、その保管は1年間とする。

(第三者からの提供)

第11条 本会は、第三者（地方公共団体などを除く）から個人データを受領する際は、当該第三者の氏名または名称、住所及び代表者の氏名並びに当該第三者による当該個人データの取得の経緯を確認しなければならない。

2 本会は、前項の確認を行い、個人情報の提供を受けるときは、当該個人データの本人の同意があることまたはオプトアウトの方法によること（オプトアウトの方法によるときはそれに関して公表されている項目）、当該個人データの提供を受けた年月日、当該第三者の氏名または名称、住所及び代表者氏名、当該第三者の当該個人データの取得経緯、当該個人データの本人の氏名、当該個人データの項目を記録する。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成

<p>人の同意を得ることが困難であるとき (4) 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合</p>	<p>の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (4) 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合</p>
<p><u>(第三者提供にかかる記録の作成等)</u></p>	
<p><u>第 12 条 本会は、個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号まで並びに府、市役所、町村役場及び区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第三者の氏名</u> (2) <u>第三者が個人情報を取得した経緯</u> (3) <u>提供する対象者の氏名等</u> (4) <u>対象者の同意を得ている旨</u></p>	<p><u><第 10 条（新）に統合削除></u></p>
<p>附則 略</p> <p><u>附則（令和 5 年 3 月 11 日役員会議決改正）</u> 改正後の規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 略</p>